				6,000～7,999		kl		kl		kl		%	
				8,000～9,999		kl		kl		kl		%	
				10,000～11,999		kl		kl		kl		%	
				12,000～16,999		kl		kl		kl		%	
				17,000～		kl		kl		kl		%	
			その他（　）	（　　）		kl		kl		kl			
		船舶	（　　）										
			（　　）										
		鉄道	（　　）										
		航空機	（　　）										
合計													

補足　トンキロ法によるエネルギー使用量の算定に関して

１－２　証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
		kWh
		kWh
		kWh

備考　１　本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
４　クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
５　無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
６　非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
７　本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

１－３　電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石エネルギー割合に係る情報

メニュー名	使　用　量		非化石メニューにおける非化石割合又は非化石証書使用状況
１．	kWh	kl	%
２．	kWh	kl	%
３．	kWh	kl	%